

<確定稿>

令和8年度 第1回 千代田区都市計画審議会議事録

1. 開催年月日

令和8年7月14日（火） 午前10時00分～午後0時17分

千代田区役所8階 区議会第1・2委員会室

2. 出席状況

委員定数20名中 出席18名

出席委員 <学識経験者>

【会長】岸 井 隆 幸	（一財）計量計画研究所 代表理事
加 藤 孝 明	東京大学生産技術研究所教授
三 友 奈 ヲ	日本大学助教
村 木 美 貴	千葉大学大学院教授
村 山 顕 人	東京大学大学院教授

<区議会議員>

池田 ともり
岩佐 りょう子
岩田 かずひと
小 林 たかや
桜 井 ただし
はやお 恭 一

<区民>

石 垣 曜 子
岡 田 悠 貴
鎗 木 耕 三
里 見 久 美
豊 島 快 兒
服 部 記 子

<関係行政機関等>

山 口 圭 二 麹町消防署長（代理出席：野呂予防課長）

出席幹事

清 水 章	環境まちづくり部長
飯 塚 睦 樹	環境まちづくり部まちづくり担当部長

関係部署

川 又 孝太郎	環境まちづくり部ゼロカーボン推進技監 （環境まちづくり部環境政策課長事務取扱）
神 原 佳 弘	環境まちづくり部環境まちづくり総務課長事務取扱

<確定稿>

	環境まちづくり部参事（連絡調整担当）
村 田 啓 介	環境まちづくり部道路公園課長（基盤整備計画担当課長兼務）
川 崎 延 晃	環境まちづくり部建築指導課長
千 賀 行	千代田清掃事務所長事務取扱環境まちづくり部参事 （連絡調整担当）
下山田 和 樹	環境まちづくり部住宅課長
吉 田 佑	環境まちづくり部地域まちづくり課長
原 川 周 大	環境まちづくり部麹町地域まちづくり担当課長
碓 谷 克 幸	環境まちづくり部神田地域まちづくり担当課長
高 島 健 太	教育委員会事務局子ども部子ども施設課長

庶務

齋 藤 浩 一	環境まちづくり部景観・都市計画課長
---------	-------------------

3. 傍 聴 者

13人（最終人数）

4. 議事の内容

議題

【審議案件】

議案－1 東京都市計画公園千代田第2・2・15号和泉公園の変更

議案－2 東京都市計画特別用途地区中高層階住居専用地区の変更

【報告案件】

（1）神田錦町南部地区のまちづくりについて

（2）二番町地区のまちづくりについて

5. その他

《配付資料》

次第、席次表、千代田区都市計画審議会委員名簿

千代田区都市計画審議会条例・運営規則、千代田区都市計画審議会付議文（写）

千代田区都市計画審議会諮問文（写）

*議案－1 東京都市計画公園千代田第2・2・15号和泉公園の変更

*議案－2 東京都市計画特別用途地区中高層階住居専用地区の変更

資料1 和泉公園及び第四種中高層階住居専用地区の変更について

資料2 神田錦町南部地区のまちづくりについて

資料3－1 第4回番町次世代シンポジウム 議事要旨

< 確定稿 >

資料 3－2 二番町基本計画について

資料 3－3 要望事項への回答

6. 発言記録

【景観・都市計画課長】

それでは、定刻になりましたので、都市計画審議会を始めたいと思います。

本日は大変お忙しい中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。私は事務局の環境まちづくり部景観・都市計画課長の齋藤です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日は、前回までの任期満了に伴いまして、新たな審議会になりますので、開催に先立ちまして、委員の委嘱状の交付をさせていただきます。本来であれば、区長より委嘱状をお渡しさせていただくところでございますけれど、本日は委員の皆様の机上に配付させていただいて代えさせていただきますので、ご確認いただければと思います。

なお、任期は令和 8 年 6 月 1 日から 2 年となっております。ご確認をお願いいたします。

また、机上に配付させていただきました名簿並びに座席表でご紹介に代えさせていただきますけれど、今回から新たに公募区民としてお二方に就任いただきましたので、ご紹介させていただこうと思います。お名前を読み上げましたら、その場でご起立をお願いできればと思います。

今回の任期更新に当たりまして、新たに区民委員となられました委員を紹介します。

まず、鐺木耕三委員でございます。

【区民委員】

四番町の鐺木耕三でございます。よろしくお願いいたします。

【景観・都市計画課長】

ありがとうございます。

続きまして、豊島快児委員でございます。

【区民委員】

おはようございます。六番町の豊島快児です。よろしくお願いいたします。

【景観・都市計画課長】

それでは、新たな委員のご紹介と、委嘱状交付式は以上で終了いたします。

改めまして、これより令和 8 年度第 1 回千代田区都市計画審議会を開催させていただきます。

今回は新しい委員構成による第 1 回目の審議会でございますので、会長及び会長職務代理を選出いただくまで、私が引き続き進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日の会議はW e b 会議と併用で開催しますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

初めに、少し事務的でございますけれど、マイク操作についてご案内いたします。

＜確定稿＞

お手元のマイクですが、右側のボタンを押していただくと赤いランプが点灯しまして、発言が可能になります。発言が終了しましたら、もう一度右側のボタンを押して、赤いランプが消灯したことをご確認ください。ランプが消灯している間はスピーカーとして機能いたします。

また、議事録作成の都合上、大変恐れ入りますが、ご発言の際は初めにお名前を名のっていただきますと幸いです。よろしくお願いいたします。

先ほど委員の皆様の委嘱をいたしました、千代田区都市計画審議会条例では、会務を処理するための幹事を置くことになっておりますので、ここで幹事の紹介をさせていただきます。

区側は幹事3名でございますけれど、政策経営部長の村木は本日欠席となっております。

続きまして、環境まちづくり部長の清水でございます。

【環境まちづくり部長】

よろしくお願いいたします。

【景観・都市計画課長】

続きまして、まちづくり担当部長の飯塚でございます。

【まちづくり担当部長】

よろしくお願いいたします。

【景観・都市計画課長】

以上、欠席の村木を含めまして、3名が幹事となります。よろしくお願いいたします。

続いて、本日の出席状況につきましてご報告させていただきます。本日は、丹羽委員及び麴町警察署の岡部委員から欠席する旨のご連絡を頂いております。

代理及びリモートでの出席を含めまして、定数20名中、出席18名、欠席2名となっております。千代田区都市計画審議会条例第6条第2項の規定によりまして、委員の数の過半数に達しておりますので、審議会は成立することをご報告させていただきます。

続きまして、まず初めに千代田区都市計画審議会条例第5条1項の規定に基づきまして、学識経験者の中から会長をお決めさせていただきたいと存じます。

決定につきましては、規定上、委員の選挙となっておりますが、差し支えなければ幹事からご提案させていただきます。よろしくお願いいたします。

※全委員了承

【景観・都市計画課長】

それでは、飯塚幹事よりご提案させていただきます。

幹事、よろしくお願いいたします。

< 確定稿 >

【まちづくり担当部長】

事務局でございます環境まちづくり部といたしましては、都市計画がご専門であり、国や東京都の様々な都市づくりに係る審議会等の中でも、都心の千代田区に係る分野等に多くご参画されております岸井委員に引き続きお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

※全委員了承

【景観・都市計画課長】

ありがとうございます。

岸井委員、よろしいでしょうか。

【学識委員】

はい、お引き受けいたします。ありがとうございます。

【景観・都市計画課長】

それでは、岸井会長、早速ではございますが、条例第5条3項に基づきまして、会長より会長職務代理の指名をお願いいたします。

【会長】

それでは、私から、会長職務代理についてお願いをいたします。これまでもこの審議会でいろいろご発言いただいております村木先生にぜひお引き受けいただきたいと思います。

【学識委員】

よろしくお願いします。

【会長】

よろしくお願いします。

【景観・都市計画課長】

ありがとうございました。岸井会長、村木会長職務代理、どうぞよろしくお願いいたします。

会長席の準備を行いますので、しばらくお待ちください。

準備を行いましたので、それでは、ここから岸井会長に議事の進行をお願いしたいと思います。

【会長】

それでは、お手元の議事次第をご覧ください。今日は審議案件が2件、関連する二つの事項でございます

< 確定稿 >

が、２件と、報告案件が２件でございます。

まず最初に、傍聴のご希望について確認をしたいと思います。いかがでしょうか。

【景観・都市計画課長】

本日は、定員２０名のところ、１５名の方々から傍聴の希望がありましたので、傍聴を認めてよろしいでしょうか。

【会長】

よろしいでしょうか。

※全委員了承

【会長】

それでは、傍聴の方の誘導をよろしくお願いいたします。

※傍聴者入室

【会長】

よろしいでしょうか。

それでは、傍聴の方に申し上げます。本会では傍聴者の発言は認めておりませんので、ご了承賜りたく思います。また、傍聴中に声を出すことや審議会の運営を妨げる行為はご遠慮いただきたいと思います。お願いを聞き入れていただけない場合には、途中退席ということもございますので、ご承知おきください。

本日の審議会、終了予定時間は１２時となっておりますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、まず事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

【景観・都市計画課長】

お配りしました資料をご確認ください。本日の配付資料は、資料番号がないものとして、次第、席次表、委員名簿、審議会条例及び運営規則並びに付議文及び諮問文の写しでございます。

次に、議案書として、議案－１、東京都市計画公園千代田第２・２・１５号和泉公園の変更。

議案－２、東京都市計画特別用途地区中高層階住居専用地区の変更。

続きまして、資料番号を付しているものとして、資料１、和泉公園及び第四種中高層階住居専用地区の変更について。

資料２、神田錦町南部地区のまちづくりについて。

資料３－１、第４回番町次世代シンポジウム議事要旨。

資料３－２、二番町基本計画について。

資料３－３、要望事項への回答。

<確定稿>

以上でございます。過不足等がございましたら事務局まで、会の途中でも結構ですので、お申しつけください。

【会長】

不足等はありませんか。よろしいでしょうか。

今日はオンラインでご参加の先生もいらっしゃると思いますが、ちゃんと聞こえておりますでしょうか。大丈夫でしょうか。三友先生かな。

【景観・都市計画課長】

声、聞こえていますかね。

【会長】

聞こえていますか、三友先生。

【学識委員】

聞こえております。ありがとうございます。

【会長】

ありがとうございました。

【景観・都市計画課長】

事務局から、資料について1点補足の説明が漏れておりました。

次第にもございますように、本日は審議案件2件及び報告案件2件となっておりますが、報告案件の二番町地区のまちづくりについてに関しましては、既に都市計画決定済みでございまして、本審議会の中で答申を頂く案件ではないことから、諮問文はございませんので、ご承知おきください。

以上でございます。

それでは、会長、よろしくお願いします。

【会長】

それでは、議事次第に従って進めてまいりたいと思います。先ほどご紹介いたしましたが、審議案件2件でございますが、これまでも話を伺っています和泉小学校、いずみこども園あるいは和泉公園の一体的整備に関連する、そういう案件でございます。したがって、一括でご説明を頂きたいと思います。事務局からよろしくお願いします。

【まちづくり担当部長】

議案－1、東京都市計画公園千代田第2・2・15号和泉公園の変更及び議案－2、東京都市計画特別用

＜確定稿＞

途地区中高層階住居専用地区の変更、この2件について、まとめてご説明いたします。

いずれも昨年12月16日及び本年3月26日に開催いたしました審議会におきまして、審議に先立ち概要のご説明を行った案件でございます。都市計画の案につきまして、5月20日から6月3日までの2週間縦覧に供し、広く意見を求めましたところ、意見書の提出はございませんでした。

都市計画の案の内容と詳細につきましては担当課長よりご説明いたします。よろしくお願いいたします。

【景観・都市計画課長】

それでは、審議案件2件について、私、景観・都市計画課長よりご説明させていただきます。

和泉公園の都市計画変更及び中高層階住居専用地区の変更についてご説明させていただきます。

本件につきましては、和泉小学校等の建て替えを契機とした案件のため、先ほど説明したとおり、昨年12月、本年3月に本審議会において教育委員会より概要報告をさせていただいていることでございます。本日は都市計画に関する審議案件としてお諮りするものでございますので、私から、審議に当たりまして、改めて概要をご案内の上、都市計画変更内容を説明させていただきます。

それでは、A3の資料、和泉公園及び第四種中高層階住居専用地区の変更についての資料をご覧くださいながらご説明させていただければと思います。

和泉公園は昭和54年に開園した都市計画公園でありまして、和泉橋地域における比較的大規模な公園として長年地域に親しまれてきております。都市計画公園区域は約4,600平米ありまして、その一部は学校教育活動にも活用されております。

一方で、開園から長期間が経過する中で、時代や地域ニーズの変化に対応した遊び場機能や交流機能の充実などが課題となっているところでございます。

こうした中、隣接する和泉小学校、いずみこども園等の老朽化等に伴う建て替えを契機として、公園と学校等施設等の敷地交換を行い、一体的整備を進めることとなりました。区では地域説明会やパブリックコメントを実施しながら検討を進め、本年2月に一体的整備の考え方と今後の方向性として、一体的整備構想を取りまとめております。

次に、上位計画との関係についてご説明します。

資料、左下でございます。

千代田区都市計画マスタープランでは、和泉橋地域の将来像として、「人、生業のつながりを育み、下町の魅力とコミュニティを醸成するまち」を掲げてございます。また、神田和泉町の地区別方針では、公園や公共施設のゆとりと潤いを活かし、住宅と商業・業務施設が調和する、災害に強いまちづくりを位置づけております。さらに、テーマ別方針では、道路や公園などの公共空間と一体となった新たな空間を創出して、まちの活力や賑わい、文化継承・創造につなげることとしております。

加えて、令和7年3月に策定した千代田区公園づくり基本方針では、和泉公園について、地域の核となる公園機能を拡充するとともに、隣接する学校等施設との敷地交換により一体的整備を進めることとしてございます。このため、本案件は区の上位計画や公園施策と整合した内容となっております。

続いて、3、学校等施設と敷地交換でございます。

今回の再整備では、和泉小学校等と和泉公園の敷地を入れ替え、新たな公園と学校施設等を一体的に整備

＜確定稿＞

します。これに伴いまして、和泉公園の都市計画区域及び第四種中高層階住居専用地区の区域について都市計画変更を行うものでございます。

都市計画公園の変更内容の前に、整備イメージ等のご説明をさせていただきます。

資料の裏面の左側をご覧ください。

現在検討している一体的整備では、公園と学校等施設にまたがる人工地盤を整備し、立体的な土地利用を行うことを想定してございます。

人工地盤上は、平日は学校の教育活動に利用し、休日や教育活動のない時間帯には地域へ開放することで、公園機能と学校機能の両立を図ってまいります。また、公園内の人工地盤下を活用して、雨の日や日差しの強い日などでも使いやすい屋根付広場、あるいは教養施設などの導入により、レクリエーション機能や交流機能の充実を図ることを考えてございます。

また、公園区画を整形化することで、多様な活動や滞留・交流機能が生まれるまとまりある空間の創出、あるいは従前の機能や記憶の継承も検討しながら、地域コミュニティの醸成に資する公共空間を創出してまいります。

また、佐久間学校通りに沿ったオープンスペースを学校等施設敷地も含めて連続して確保することで、ゆとりある沿道空間と緑環境を創出するとともに、周辺の市街地への影響を踏まえた空地としての機能も確保してまいります。

なお、裏面の右側の上下に記載しておりますが、学校等施設の建て替え期間中ではございます8年間程度は和泉公園が利用できなくなるため、新たな代替機能の確保が難しい状況も踏まえ、周辺の複数の公園等について機能分担を活用することも含め、地域の遊び場などのニーズに応えていく予定でございます。

続きまして、都市計画変更の内容をご説明します。

表面に戻りまして、右側をご覧ください。

現在の和泉公園は、昭和59年に変更された都市計画においては児童公園として位置づけられておりますが、今回の変更では街区公園へと種別変更します。これは、都市計画法の施行規則の公園種別が変更になったことに伴うものでございます。公園面積については従前と同等でございます。

続きまして、第四種中高層階住居専用地区の変更についてご説明します。

当該地区は平成8年に佐久間学校通りの沿道に指定されたものでありますが、その一部は現在の和泉公園の位置に合わせて区域設定されてございます。今回、和泉公園の区域変更を行うことから、これを契機として、用途地域の境界に合わせた合理的な区域へ見直しを行うものでございます。変更面積は約0.2ヘクタールとなります。

なお、今回の変更によって和泉公園や学校等施設に新たな制限がかかるものではございません。

次に、手続の状況についてご説明します。

資料右下でございます。

本案件につきましては、令和7年に地域説明会を実施するとともに、令和8年5月20日から6月3日まで都市計画案の公告・縦覧を行いました。意見書はございませんでした。これらの手続を経て、本日、都市計画変更についてご審議いただくものでございます。

最後に、都市計画変更の図書のご説明をさせていただきます。

＜確定稿＞

まず、議案－１、東京都市計画公園千代田第２・２・１５号和泉公園の変更をご覧ください。

表紙をめくりまして、１ページ目が千代田区全体の都市計画公園の位置図総括でございます。位置を赤色で囲ってございます。

続きまして、２ページ目が計画書でございます。先ほどご説明した変更内容が記載されております。公園種別の変更、区域の変更及び変更理由を記載してございます。

続いて、４ページ目が都市計画案の理由書でございます。

上位計画を踏まえまして、学校施設等の建て替えを機に、周辺から利用されやすい位置、形状への再配置、機能充実によりまして、コミュニティの醸成や地域活力を生み出す機能充実を図るため、公園区域に関して都市計画変更を行うとしてございます。

続きまして、議案－２、東京都市計画特別用途地区中高層階住居専用地区の変更をご覧ください。

こちらも表紙をめくりまして、１ページ目が千代田区全体の当該特別用途地区の変更箇所の位置図総括でございます。右上に変更箇所を赤く囲ってございます。

続きまして、２ページ目、３ページ目が計画書でございます。今回は、中高層階住居専用地区のうち関係する第４種について追加することで、面積が５.４ヘクタールから５.６ヘクタール、０.２ヘクタール増加するとなっております。

続いて、４ページ目が計画図でございます。

続いて、５ページ目が都市計画案の変更理由でございます。公園の区域が変更されることに伴いまして、沿道の用途地区指定状況を踏まえて、指定から外れていました公園区域を中高層階住居専用地区に追加するものでございます。

説明は以上です。

それでは、ご審議よろしくをお願いいたします。

【会長】

ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について、ご質問、ご意見があればご発言を頂きたいと思います。いかがでしょうか。

どうぞ。

【区議会委員】

まず、１のところですが、今回の都市計画変更で、公園の位置とか形状で、特に児童公園から街区公園に変更するということですが、今回の変更によって、公園利用者に対して具体的に何が改善されるのか、街区公園になると。利用対象が改善されるのか、敷地利用か、管理方法か、防災機能か。どのような違いが生じるのか、説明を頂きたいと思います。

【会長】

いかがでしょう。

＜確定稿＞

【景観・都市計画課長】

今回の都市計画の中での種別の変更については、説明したとおり、都市計画法による児童公園が街区公園になったということで、それに伴っての種別の変更でございますので、特に大きく利用者の想定が変更になるものではございませんで、街区公園というのは、国のほうで定めている半径約250メートル範囲の街区の居住者等の利用のために供する公園というものでございます。

今回の変更に伴いまして、どのように公園の機能が拡充されるか等でございます。

A3資料の裏面の左をご覧くださいければと思います。

今回の公園の区域変更によりまして、一つは、立体的にも、人工地盤等を活用して、一部は上下に利用できる公園として機能を充実します。

資料の中ほどにございますが、グレーの部分がちょうど立体的に活用される部分の教養施設、あるいは教養施設の左に屋根付広場がございますけれど、そういった部分は、例えば屋根付広場については、雨の日とか、あるいは暑さの中でも日陰の中で遊べるという空間や、あるいは教養施設を設けることでコミュニケーション機能を充実させたりといった機能も図られるといったところでございます。

また、公園が従前に比べてさらに整形化することに伴いまして、多様な機能ということも充実することができるように考えてございます。

そのほか、こちらの図のとおり、佐久間学校通りに面しても、学校施設とも連携しながら沿道にオープンスペースを設けることによりまして、ゆとりある沿道空間と緑環境というものも地域にとって充実したものになるというふうに考えてございます。

簡単ではございますが、以上でございます。

【会長】

どうぞ。

【区議会委員】

公園を新しく改修すれば、便利だったり、今までのことが補完されてよくなるのは普通のことだと思うのです。質問したのは、児童公園が街区公園となることに対することで、これはあくまでも、先ほど質問した中で、利用対象者が全部同じで、まさにこれは公園の種別変更だけの問題と考えてよろしいのでしょうか。

公園の種別が変わったと。児童公園が街区公園が変わったと。その変わったことによって、これ、利用度などは分かりました、利便性がよくなったりするのは。何か法律上とかの変化があるのですか。

【会長】

事務局、いかがでしょうか。

【景観・都市計画課長】

私が説明したとおり、周辺の街区内の居住者等に利用をしていただく公園ということでございますので、

＜確定稿＞

特に、今まで児童公園という名前で、児童とかが想定されましたけれど、広く街区の周辺の居住者のために供する公園というところを明確にされたものという認識です。

【区議会委員】

認識が広がったという。分かりました。広がったということで。

それで、学校と一体整備するという都市計画変更ですけれども、先ほどの説明にもありましたように、工事期間の約8年間、公園が利用できなくなります。その中で、子どもの遊びや地域コミュニティや防災機能等、都市計画としてはどのように担保していくのですか。

【会長】

いかがでしょうか。

【子ども施設課長】

事業を所管しております私のほうからご説明させていただきます。

都市計画としては区域の変更のみとなりますので、あくまでこれは事業の中でケアしていく問題かと考えております。

代替機能、公園が長期閉鎖になるに伴いまして、代替場所の確保というところを資料1の裏面の右側で今検討しているところです。これまでの説明では秋葉原公園等は検討の対象に入っておりませんでした。今後、秋葉原公園、整備を検討していく段階となりましたので、所管さんと連携を取りまして、秋葉原公園も和泉公園の代替機能の候補の一つということで加えております。

【区議会委員】

本会議の一般質問でもしたのですけれども、随分進歩、進歩というか、検討が進んだと思います。和泉公園の長期利用ができないということへの地域の不安とかが大きくなると。それから子どもたちの教育環境も非常に狭まっていくという中で、地域全体を考えて、公園を、その和泉公園だけではない、そのそばにある公園だけではなくて、この和泉橋地域全部を機能的に使い分けると。

面積は取りあえず8年間小さくなってしまう。機能的に使い分けるという、工事中をそうしていくということで、子どもの遊び場や防災機能の確保ということができていくということで質問をしていたのですけれど、これも含めてこの都市計画を進める中で継続して検討していただけるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

【子ども施設課長】

代替機能につきましても、地域全体で検討していくという、この和泉橋地域の中で和泉公園が担っていた機能をどこで補完していくかというところは、庁内で連携して検討していきたいと思っております。

【区議会委員】

＜確定稿＞

随分柔軟に進んできたかと思いますので、引き続きよろしくお願ひしたいと。

先ほどの、次の用途地区変更の公園地域の変更での再確認なのですが、周辺住宅地の住環境保全という従来の考え方が、変更はないという理解でいいのですか。面積は増えたりしていますけれども、その辺、一応確認をお願ひしたいのです。

【会長】

事務局。

【景観・都市計画課長】

第四種中高層階住居専用地区については、今回新たな追加をすることで特に何か周辺に影響をするということではございません。今まで公園の地形地物に合わせて区域設定したものを、公園の区域が変更になることに伴いまして、用途地域等に合わせて区域を合理化するものでございます。

【区議会委員】

ありがとうございます。

【会長】

よろしいでしょうか。

ほかはいかがでしょうか。

どうぞ。

【区議会委員】

はやおです。

先ほど区議会委員のほうからも話が出ましたように、この都市公園のほうの種別の件ですけれども、児童公園から街区公園になるということについては、特に機能などには変更がないということは認識しました。

あえて、なぜ今まで、この簡単にできるようなことなのだろうとは思いますが、これは議決事項なのか分からないのですが、この児童公園から街区公園ということの変更というのを、なぜこの時期なのか。この時期のタイミングでしかないのかというところがまず1点と。

千代田区の中で、多分、児童公園から街区公園に変えなくてはいけないのが幾つかあると思いますので、全体的にどのくらいあるのか。また、そのことについての変更というのはどういうふうに考えているのか。お答えください。

【会長】

いかがでしょうか。

【景観・都市計画課長】

＜確定稿＞

なぜこのタイミングなのかといったところでございますけれど、そもそもこれ、この種別を変えるだけでも都市計画変更になりますので、何かのタイミングに合わせてこの種別を変更するという事で、今回、区域の変更がございましたので、それに合わせて変更するもので、特に大きな機能は変更ないと申しましたとおり、これだけで都市計画変更することは今のところ想定していなかったもので、今回、区域変更があったので変更するという事でございます。

【会長】

よろしいでしょうか。要するに呼称が変わった……

【区議会委員】

呼称が変わった。

答弁漏れしているのは、街区公園に変えなくてはいけない児童公園はいくつあるのか。

【神田地域まちづくり担当課長】

現在、千代田区には街区公園が17個指定されております。そのうち、児童公園から街区公園に名称が法律改正でなされたのが平成5年6月30日からでございます。

それ以降、都市計画変更、位置変更等を伴う街区公園については、既に今回の和泉公園を含めて4か所されております。残り13公園については従来の児童公園のままの名称となっておりますが、位置変更だとか区域変更が伴う際に、それは改めて変更を加えていくという形で考えております。

【区議会委員】

分かりました。ここのところについては、そのために都市計画のことについての種別を変えない。その都度でやるということは理解しましたし、件数も分かりました。

あと、今後の話ですけれども、公園のことについてですが、ここのところは留意していただきたいということで、ご検討の今の段階ですけれども、公園については今後要件を整理されることだとは思っておりますけれども、ただ、留意していただきたいのは、もう以前も質問があったように、親水公園の位置づけだとかというところについて、非常に利用が多いものですから、この辺の検討を十分していただきたい。これらについては要望です。

あともう一つ、非常に危惧しているところが、今の公園のところ、和泉児童公園のところ、雨水をためていて、そこに水がめみたいになっておりまして、もし発災した場合、そこから例えば消防団などが水利を取るという、そういうような位置づけになっておるのですが、工事している間、どのように考えているのか。このところについては十分所管のほうとも、消防団並びに署のほうとも確認を取らなくてはいけないことだと思いますが、この辺の検討。

そしてまた、ここの秋葉原のところ、今現在、納涼大会が7月末から8月頭ぐらいにあるのですけれども、このときにちょうちん等々の電源を取るということがありますので、この辺のところの、今後、納涼を行う際の電源工事についての留意をどのように考えているのか、お答えください。

< 確定稿 >

以上です。

【子ども施設課長】

三つの質問にお答えいたします。

まず新しい公園の親水機能というところにつきましては、これまで地域の方に説明会や検討会、それからパブリックコメント等でもたくさんご意見いただいております、ニーズが高い機能だと認識しております。

公園の設計につきましては後年度の検討となりますので、新しい施設、今のパークサイドの解体の時期に合わせて公園の設計へ入ってまいりますので、その段階でまた改めて皆さんにお伺いしながら、機能等は設計の中で検討していきたいと考えております。

2点目、和泉公園の中に防火水槽があるというところですが、2基あることを確認しております。今後、設計の中で、恐らく新しい公園に移すことになろうかとは思いますが、そこは所轄消防署のほうと事前協議を行いまして、容量だとか位置というところは決めていきたいと考えております。

3点目、納涼大会につきましても、地域の方に検討会それから説明会の中でご意見を頂いて、工事中のところをご懸念いただいているところですので、こちらにつきましても、今後具体的な設計をやっていく中で、どういう位置に何を設けられるかというところは、実際に地域の方と協議しながら詰めていきたいと考えております。

以上です。

【区議会委員】

分かりました。ただ、先ほどの雨水の対応については、8年間という移行期間、工事期間のときにどういうふうに対処するかというのも、内容としては、本格的に移行するときには水がめを移すというのは理解いたしましたけれども、その8年間の間、もしこの雨水の水利を取れない場合、どういうふうに検討するのか。今このところについて検討されていなければ、十分所轄のところとも相談していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【子ども施設課長】

これからの検討事項となりますので、具体的なところは今後検討していきたいと思いますが、今、小学校のほうにも防火水槽、消防水利がございます。また、近隣のところも調べまして、そこら辺も含めて、工事中、今の公園の中の使えない部分をどうするかというところは整理していきたいと考えております。

以上です。

【会長】

ほかはいかがでしょう。

【区議会委員】

すみません。もう一つ。

< 確定稿 >

【会長】

どうぞ。

【区議会委員】

都市計画決定と、都市計画の部分と、前から座長にも言われて、少し、直接関係ないのですけれども、生活者にとって一番関係することなので、もう一度確認をしておきたいのですけれども、この建物と公園が換わることによって、人流、動線が変わってくるということは間違いないので、その部分の動線が変わったときに、避難経路とかも変わるのではないかという懸念があります。

私は前から横断歩道についても、今の位置でいいのか、それを移動させるのか、増やすのかということについては、地域の合意も要るし、都市計画決定でやるのとは全く違うところなのですけれども、この変わることによって、生活でのことが、生活動線としてが大切な部分になるので、その辺の検討もこれとともに進められているのか。

また、何回も申し上げるようで申し訳ないのですけれども、千代田区だけではできないと。これは警察も当然必要ですし、その他関係諸機関との調整もしないと、横断歩道を動かしたり増やしたりすることはできないので、今このところから検討に入って、その部分をこれが進むに当たって検討して、移動等ができることを進めているのかどうかも、もう一度確認させていただきたい。

【会長】

事務局。

【子ども施設課長】

整備前、整備後の人流の変化というところについてお答えいたします。

実際、これから今、設計段階に入っていくというところで、まだ建物の入り口の位置、アプローチの場所だとか、在館者数はほとんど変わらないかとは思いますが、新しい施設になって増えるという面も可能性としてはあるかと思うのですけれども、いずれにしても設計段階でアプローチの位置だとか動線というのを整理しまして、人流の変化が生まれるかどうかというところは、そこは検証していきたいと考えております。

以上です。

【会長】

ほかはいかがでしょうか。

どうぞ。

【区議会委員】

当事業については、公園と学校施設を一体的に整備するということで、安全面からも、また子どもや地域の方たちからしても、大変すばらしい施設になってほしいということで、期待をいたしているところでご

＜確定稿＞

ざいます。

その中で、確認を1点だけさせていただきたいと思うのですが、この地域というのは、先ほども委員の中からもありましたけれども、防災の観点から見てみると、千代田区のハザードマップを見ると、神田川の流域浸水予想区域に入っているのですね。

これは、神田川、日本橋川、隅田川が洪水、水があふれたときに浸水するというような形になるわけですが、ただ、千代田区は非常に土地の高い、土地の高度利用を考えなければいけないという中で、大変なご苦勞をされてこういうプランになっているんだろうなと思ってはおりますけれども、体育館が地下1階、2階、プールが地下2階ということでの整備を予定されているということなわけですがけれども、そういう地域であるということももちろん想定をしながら、こういう設計、計画を考えているということの確認をさせていただきたいと思います。

以上です。

【会長】

事務局。

【子ども施設課長】

浸水対応等を踏まえた計画についてということで、お答えさせていただきます。

資料1の裏面の断面イメージ、左上ですが、説明が不足していて申し訳ございません。こちら、あくまで今、一体整備のイメージということで、今後、設計段階でゾーニング等を改めて検討していくというところで、これになりそうではあるのですが、まだ決定していないという段階でございます。

浸水対応につきましては、神田川の浸水、ハザードとして大体50センチ、敷地の低いところにつきましては1メートル前後で浸水するという状況でございまして、止水板等に対応するという検討も一つなのかなと考えております。

体育館につきましては、地域の方が利用するという日常利用の側面もございまして、あまり最上階に持っていくとアクセスしにくいとかというご意見も頂いてございまして、防災面、それから日常使い、総合的に判断しまして、位置は決めてまいりたいと考えております。

以上です。

【会長】

よろしいでしょうか。

ほかは。

【神田地域まちづくり担当課長】

会長、すみません。

【会長】

< 確定稿 >

事務局。

【神田地域まちづくり担当課長】

先ほどの区議会委員の質問に対して、少し答弁修正をさせてください。

以前、児童遊園だったということで、現在、街区公園自体は法改正後 17 か所というふうに申しました。令和 6 年 5 月以降、変更あるいは決定されたものとして、先ほど四つと言いましたが、五つでございました。ですので、従前の当初のまま児童公園として残っているのは 13 とお答えしてしまっていたのですが、12 という形で修正をさせていただきたいと思います。

【会長】

全体で 17 あって、五つが街区公園という、種類が変わっているわけではないのですが、呼称が変わったということだという説明で、先ほど児童遊園という言葉で説明されましたが、児童遊園と児童公園は別なので、あくまでも児童公園の世界というふうにお考えいただきたいと思います。

ほかは。

どうぞ。

【区議会委員】

1 点、私のほうから確認したいところは、公園を、これ、移行して解体に入りますけれども、今まで使われていた公園トイレというのがあると思うのですけれども、そこは解体が始まると使用できなくなってしまうのか、もしくは解体中は代替の公園トイレなのかというところを、もしお考えがあればお聞かせいただきたいのですけれど。

【会長】

いかがでしょう。

【子ども施設課長】

工事中の公園トイレにつきましては、こちらもし訳ございません、設計の中でどれだけ今既存の公園の区域を残せるかというところを、新しい建物の設計と、それから仮設計画とを考えまして、必ず通路は今確保するようにしているのですけれども、それ以外にどれだけ今既存の公園を残せるかというところは、今後詳細に検討してまいりたいと考えております。

【会長】

よろしいですか。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

整備内容に関すること、あるいは経過措置に関すること、ご意見、ご要望は幾つか頂きましたが、特に明確に都市計画変更に反対であるというご意見はなかったように思います。

＜確定稿＞

それでは、本案件に関する答申内容の決定に移りたいと思います。決議は1件ずつ行わせていただきます。

まず、議案－1、東京都市計画公園千代田第2・2・15号和泉公園の変更について、特に強い反対の意見はございませんでしたので、案のとおり決定されたいということでよろしいでしょうか。

※全委員了承

【会長】

ありがとうございます。

それでは、案のとおり決定されたいということで答申させていただきます。

続きまして、議案－2、東京都市計画特別用途地区中高層階住居専用地区の変更につきまして、同じく案のとおり決定されたいということでよろしいでしょうか。

※全委員了承

【会長】

ありがとうございます。

ご異議ないようですので、案のとおり決定されたいということで答申をさせていただきたいと思います。

続いて、報告案件に移ります。

報告案件は二つございます。順番に行きたいと思います。

まず、最初に神田錦町南部地区のまちづくりについて、事務局から説明をお願いいたします。

【地域まちづくり課長】

画面を共有させていただきますので、少々お待ちください。

それでは、神田錦町南部地区のまちづくりについてご報告いたします。本件は、今年6月に神田錦町三丁目南部東地区市街地再開発準備組合から第一種市街地再開発事業の都市計画提案が区に提出されたことを受け、その概要と今後の都市計画の手続などについてご報告するものです。

初めに、地区の概要とこれまでの経緯についてご説明いたします。資料の右上の部分に地区の特色と課題というふうに書いてありますけれども、こちらの神田錦町南部地区は、神田駅周辺や大手町、そして日本橋川などに近接していて、大学発祥の地としての歴史や文化、そして地域コミュニティ、新たなビジネスや文化を生み出す拠点施設など、多様な魅力を有する地区となっています。

一方で、建物の老朽化であったり、広場、緑地といった滞在性の高い空間の不足、低層部のにぎわいの不足などの課題も抱えており、周辺地域と回遊性やにぎわいの連続性にも課題はございます。

こうした状況を踏まえ、2016年に準備組合が設立され、その後、準備組合が主体となって勉強会などを開催し、本開発について検討が進められてまいりました。また、区においても昨年9月に神田錦町南部地区のまちづくりガイドラインを策定し、地域の将来像を示しております。

その後、今年3月に準備組合による住民への開発に関する説明会が開催され、先ほど申し上げたとおり、

＜確定稿＞

今年6月に市街地再開発事業、そして都市再生特別地区に関する都市計画の提案がなされたところです。

続いて、本地区のまちづくりの将来像について簡単に説明いたします。

昨年区が策定したまちづくりガイドラインでは六つの目標を設定しております。

それぞれ、一つ目が、多様な人々が働き・訪れ・滞在する、地域環境と調和した地域活力のあるまち。

二つ目が、人々の憩いや賑わい、防災活動、地域コミュニティ等の様々な活動ができる大規模広場のあるまち。

三つ目が、まちの特徴である交流・学び・祭礼等の地域文化を継承し発信していく機能のあるまち。

四つ目が、コミュニティが活性化する仕組みや暮らしやすい居住機能、生活利便機能のあるまち。

五つ目が、周辺に足をのばしてみたいくなるような歩いて楽しい歩行者空間や低層部に賑わいがあるまち。

最後、六つ目になりますが、防災機能を備え安全安心で環境に優しく自然を身近に感じられるまちと位置づけております。

この将来像を実現するため、地区内外の広場や歩行者ネットワークをつなぎ、周辺エリアとの回遊性を高めるといことも重視しています。今回の提案においても、こうしたガイドラインの考え方が基本となっております。

続いて、今回提案された計画の概要です。

計画区域は神田錦町二丁目及び三丁目の約2.5ヘクタールで、南地区と北地区により構成されています。

計画では、南地区において、事務所、店舗、宿泊施設、文化交流施設、高等学校などを導入する複合建築物を整備し、高さは約180メートルを計画しています。また、北地区では公共公益施設等を配置し、高さは約40メートルを計画しています。

右上の現況図と右下の配置計画図を見比べていただくと分かる通り、区道の491から494号については、今後、廃道して宅地化するということを検討しております。

計画容積率は、地区全体で約1,130%、延べ床面積は約23万平方メートルとなっております。

工期については、こちらはまだ想定ですけれども、2029年度から2036年度までが想定されております。

続いて、都市再生特別地区についてご説明いたします。

本計画では都市再生特別措置法に基づく都市再生特別地区の活用が提案されています。都市再生特別地区は、都市再生緊急整備地域内において、地域課題の解決や公共的な貢献を前提に、用途や容積率等を総合的に定めることができる制度となっています。

なお、都市再生特別地区につきましては、準備組合から東京都に対して提案が行われており、今後、東京都において審議が行われることとなります。今回の提案では、都市再生への貢献として大きく三つの取組が示されています。

左から行きますが、一つ目が、拠点と連携した周辺市街地におけるウォークアブルなまちづくりと活力・にぎわいを創出する都市機能の導入となっています。こちらでは大規模広場や歩行者ネットワークの整備によって地区内外の回遊性向上を図るとともに、事務所、店舗、宿泊施設など多様な都市機能を集約して、新たな交流や活動を生み出す拠点形成を目指しています。

2点目は、日本橋川の水辺環境を向上させる都市基盤の整備です。日本橋川沿いの歩行者空間やオープン

＜確定稿＞

スペースの整備を進めることで、水辺へのアクセス性や回遊性を高めて、周辺エリアとの一体的なまちづくりを推進することとしています。また、日本橋川の汚濁負荷軽減に取り組んでいくこととしています。

3点目は、環境負荷低減と防災対応力の強化です。広場やオープンスペースの整備による防災性の向上に加え、省エネルギー化や環境性能の向上などを通じて、災害に強く環境にも配慮したまちづくりを目指しています。

続いて、準備組合から提案された第一種市街地再開発事業の素案概要について説明いたします。

こちらは2ページ前の内容と重複することもございますが、本事業は約2.5ヘクタールを対象とする第一種市街地再開発事業として提案されているものであり、南地区と北地区の2地区で構成されています。

また、建築物の整備に併せて広場や歩行者空間の整備を行って、周辺市街地と連携した歩行者ネットワークの形成を図る計画となっています。あわせて、区道第495号の拡幅など、公共施設の再編というところも提案されています。

なお、本ページでお示ししている内容は現時点で準備組合から提案されている素案であって、今後の都市計画の手続の中などで協議が進められていくものとなっています。

続いて、地区計画の変更についてです。

今回の市街地再開発事業及び都市再生特別地区の提案に伴いまして、既存の神田錦町南部地区地区計画についても変更を行う予定です。変更後の地区計画では、ガイドラインで示した六つの目標を地区計画の目標として位置づけるとともに、市街地再開発事業の提案を踏まえて、新たにD地区、D-1とD-2という地区を設定します。

このD地区においては、地域の核となる複合交流拠点の形成であったり、多様な人々の活動の場となる大規模広場の整備であったり、安全で快適な歩行者空間の創出、周辺道路の拡幅整備などを位置づけることとしています。これにより、地区全体の回遊性向上や地域活力の向上を図ってまいります。

最後に、今後の予定についてご説明いたします。

本日の報告後、区では、地区計画について都市計画法第16条に基づく素案の説明会や公告・縦覧を実施し、地域の皆様からご意見を伺います。その後、都市計画法第17条に基づく案の公告・縦覧を経て、本年11月頃に再度都市計画審議会へ付議する予定です。なお、16条の説明会は7月24日に開催予定です。

また、都市再生特別地区については東京都において手続が進められ、9月頃に案の縦覧、11月頃に各審議会での審議が予定されていると聞いております。

なお、都市再生特別措置法において事業者から都市再生特別地区の都市計画素案の提案がなされた場合は、そこから6か月以内の迅速な判断が求められているため、令和8年中の都市計画決定・告示を目指すスケジュールとなっています。

区といたしましては、今後、法的手続を適切に進めるとともに、地域の皆様への丁寧な説明にも努めながら、神田錦町南部地区の将来像の実現に向けて取り組んでまいります。

以上で報告を終わります。

【会長】

ありがとうございました。

＜確定稿＞

それでは、ただいまの報告に関して、ご質問、ご意見があれば頂きたいと思います。いかがでしょうか。どうぞ。

【区議会委員】

都市計画の手續についてはこのように進んでいくのは分かりましたけれど、地区全体のまちづくりについて、地域住民の方とか地権者、企業は今、合意形成は現在どの段階に来ているのでしょうか。その辺を説明していただけないでしょうか。

【会長】

いかがでしょうか。

【地域まちづくり課長】

冒頭でご説明したこのまちづくりの経緯というところでございます。

1 ページ目の左下の部分にもございますが、こちらの再開発に関しては、地域の方々が主体となって検討を行っていきたいというところで、これまでも2019年にオープンハウスを行ったほか、それからまちづくりの勉強会に関しても複数回行っているというところです。

準備組合のほうからは、こちらの勉強会に参加していた方からは、このまちづくりの計画に関して賛成の声は多数頂いているというふうには聞いておりますところ、地域との合意形成というのは十分に進められていると認識しています。

【区議会委員】

すると、ここで2026年3月に住民説明会を準備組合が行っていますけれど、これ以降、変更等はなかったのですか。この住民説明会はこれ以降はやっていないのでしょうか。やる予定はあるのでしょうか。

【地域まちづくり課長】

事業者主体のほうの説明会を2026年3月に実施しております。この再開発事業に関する説明会として、先ほど申し上げたとおり、区が主催となりまして、今回、再開発事業の提案に基づいて地区計画を変更することに関する変更案の説明というところで、16条の説明会というのを7月24日に行います。

主としては、地区計画の変更内容に関する説明会となりますが、再開発事業の概要であったり、今回の特区提案の概要についてもその説明会において、この本当に地区計画の地域内の特に影響を受けるような地権者であったりお住まいの方というところには説明をするところです。

【区議会委員】

ありがとうございます。

すみません。

< 確定稿 >

【会長】

どうぞ。

【区議会委員】

区が地区計画の説明会をやるわけですね。それは、住民の方がいつも怒るのですが、どこがやっているか分からないのですよ。準備組合がやっているのか、区がやっているのかと。区は区がやっていると言うのですけれど。

そうすると、そのところに、区では説明できない、要するにここで説明をやったときに、区はこういうことは説明できませんと言うと、来た住民、説明会に来た人が、どこで聞いたらいいのだろうということになってしまうので、要するにその辺のことを鑑みて地区計画の説明会を行っていただきたいと思うのですけれども。これは要望です。

【会長】

いかがでしょうか。

【地域まちづくり課長】

確かに再開発事業の詳細などの部分に関しては、区として答えられない部分もあると思います。そういった事業の細かい内容であったりとかご不安点についてお問合せがあった場合には、すぐ準備組合のほうにも連絡するというか、準備組合の連絡先を共有をするなどして、丁寧に対応するようには指導していきたいと思います。

【区議会委員】

地区計画の説明会には事業者は来られるのでしょうか。事業者は来られないのですか。地区計画の説明会は、事業者は説明することはないのですけれども、参加はされるのでしょうか。要するに顔が見えないのが困るので、事業者は参加されるのですよね。

その辺は、これは要望です。あくまでも要望なのですが、顔が見れないのは、住民は分からないのですよ、地区計画を説明しているのか、この事業を説明しているのか。事業の細かい説明を聞きたいというときに、これ、連絡先ですよと分かったら、住民の方は不安になってしまうので、そのときにはこちらの方に今度聞いてくださいみたいな形をやるのか、その辺は工夫していただけないかなというのが要望です。

【地域まちづくり課長】

あくまで16条説明会は区が主催して、地区計画の変更の素案に関する説明会なので、スピーカー側に事業者さんが入るということはないのですけれども、もちろんそこは、断言はできないのですけれども、恐らく聞かれるんだろうなというところは思っていますし、そういった意見があれば、意見というか、ご不安なところとかお問合せ内容があれば、そこに関しては準備組合さんの連絡先というのはしっかりと伝えられるようにはしていきますので、よろしくお願いします。

＜確定稿＞

【会長】

ほかにはいかがでしょうか。

どうぞ。

【区議会委員】

今回のこのところの大きくもう少し確認をしたいのが、分かりやすく説明していただきたいのが、今回のこの都市再生の特別地区の活用ということで、かなりいろいろなインセンティブなどがあるのかなと。では、今までの普通の再開発のインセンティブとどのように違っているのか。といいますのも、今なかなか都市計画自体が事業性で頓挫することが多いと。

あと、ここの計画を見ると、本体の地区だけでなく、ウォークアブルなまちをつくるということで、この辺のところもかなりの対応、地域貢献をしようということで、現実、こういう建築資材、そしてまた労務単価が上がっている中での事業性というところからの観点で、行けるのだという、ある程度のその辺のところの根拠というのと。

また、ここについては、当然区道並びに公共施設が若干入っていますので、このところを拠出するという前提であった場合、どのようにこの辺のところは考えているのか。やはり事業性で頓挫するようなことがあってはならないので、この辺の計画について事業性をどういうふうに考えているのか、お答えいただきたい。

【会長】

いかがでしょうか。

【地域まちづくり課長】

都市再生特別地区という手法を使うというところですけども、こちら、ほかの諸制度に比べて、国際競争力であったり、そういった面的にも重要なところを見て、ほかの例えば日本橋川のにぎわい創出、水辺環境の向上とか、そういった一つの開発だけで完結するのではなくて、周辺の地域、ひいては東京都であったり国としても引っ張っていくような再開発となっているため、インセンティブに関しては、個別にこういうことをしているから何%ということではなくて、総合的に判断して、今回の南と北合わせて約1,130%という容積率になっているということです。

進められる根拠に関して言いますと、まだこちら、都市計画の手続を行っている段階で、詳細な設計などはまだ段階としては入っていないところなので、具体的な金額とかそういったところというのは分からないところなのですけれども。

こういったご時世であるというところは事業者のほうも承知しておりますし、東京都、そしてまた当区としても、しっかりと、甘い事業計画にならないようには指導をしていく。そういったところ、リスク管理を踏まえながらちゃんと進められるのかというのは、引き続き、注視、そして指導していくというところでございます。

最後、区有地の考え方につきましては、当課では、そこの区有地の在り方、どういったふうに使っていく

＜確定稿＞

かというところは所掌としておりませんので、お答えできないところです。

【区議会委員】

これからだということも理解いたしました。あと、やはりいろいろなインセンティブ、かなり自由度が高いというこの制度であるということも今の説明で分かりましたので、ただ、今、千代田区でやっている様々な再開発のところが、都市計画を打った中にもこの事業性で厳しく追い込まれているところが数々出ておるので、そこを留意していただきたいということと。

これは次の、先ほど区道を活用しながら住居も担保しますよということなのですが、このことについては、都のこの制度ですので、都のアフォーダブルなどというのはどのように検討しているのかお答えください。

【会長】

いかがでしょう。

【地域まちづくり課長】

アフォーダブルのところは、そうですね、今回この都市再生特別地区の提案としている、この今出しているスライドで言うと、一番左の1に当たるのかなと思いますけれども、アフォーダブルな住宅に関しては、この周辺、どちらかというところの真ん中の再開発地区以外の部分、西と東に街区がありますけれども、そういったところでしっかりとリノベーションなどを行うことによって、今回の事業者のほうでアフォーダブルな住宅を整備していくというふうに検討していると聞いております。

【区議会委員】

では、最後。すみません。はやおです。

では、ここのところの建築、南地区だとか北地区にはそれがなくて、それ以外のところでそれを活用していくということですね、という確認を。

今後例えばそういうところについて、やはり住民が増えるということによって潤いあるものというのできてくる。そしてまたウォーカブルなまちづくりとしての必要性が高まっていくということですので、この辺、醸成されるということですので、もう一度そのところ、同じ答弁でも結構ですので、お答えください。

【地域まちづくり課長】

もう少し丁寧に説明しますと、お見込みのとおり、真ん中の再開発の街区の中でアフォーダブル住宅を整備するのではなくて、この真ん中の再開発からのにぎわいが波及するように、周辺の街区、特に東西の部分、今回の地区計画の範囲になっているようなところにおいても、既存の中小ビルのリノベーションを進めていくということが今回提案されています。

その中で、リノベーションを行っていく中で、アフォーダブルな住宅なども整備するということを提案されている状況です。

真ん中の180メートルといった南地区の建物の中には、特に今のところ住宅用途は入る予定がなくて、

＜確定稿＞

ホテルは入るところなのですから、住宅用途は入る予定はございません。そこも補足しておきます。

【会長】

ほかはいかがでしょうか。
どうぞ。

【区民委員】

まず、一つ、こちらの開発については、この辺りはすごく町会活動も活発で、いろいろなイベントも行われているエリアですので、こういうような開発で広場が大きく生み出されることについてはすごくいいなと思っております。その上で、3点ほど質問をさせていただきます。

一つ、再開発ということで、先に特区のほうの決議が都のほうから出るということですが、現在の同意率というのはどうなっているのでしょうか。

あと、二つ目ですが、建物の高さが180メートルということになっておりますけれども、周辺にも神田スクエアですとか、テラススクエアですとか、また日本橋川を挟みましたら、大手町のほうがありますけれども、周辺の建物との高さのバランスについて、分かる範囲で教えてください。

あと、三つ目ですけれども、北側で接している神田警察通りは千代田区のほうで整備を進められているかと思えます。その線の整備と今回の面的整備の関わり合いみたいなのが、今回のこのガイドラインだけで読み取ると、読み取れていないのですけれども、その関係性ですとか、まちづくりに対するビジョンに何か現在のここに書いてある以上に補足があれば教えてください。

【会長】

3点、いかがでしょうか。

【地域まちづくり課長】

まず、一つ目の同意率というところですが、我々として、かつちり詳細に把握しているというものではございませんが、今回、都市計画提案をされているというところから、3分の2以上はあると認識しておりますし、準備組合の加盟というのも、今回、区有地がありますけれども、千代田区以外は加盟している状況です。

二つ目、高さ180メートルというところですが、こちらに関して、先ほども申し上げたところなのですが、再開発事業自体の検討というのを準備組合様のほうで地域に入ってやっていくという中で、低層部の在り方であったり、この最高高さ180というのが取りまとめられている状況というところです。

区としても、これまで策定してきた上位計画であったり、地域の提案も踏まえて、この神田錦町の核となる拠点として、あとは地域の中心となるような大規模広場の創出が必要であると考えておるところ、最高高さのおおむね180メートル以下というところは問題ないかなというふうに考えているところですが、

スカイラインの考え方については、千代田区内の拠点、例えば大手町とか秋葉原、御茶ノ水、神保町、九段下においては、一定程度の高さのある建物によるスカイラインというのが形成されているところで、新た

<確定稿>

に拠点に位置づけられた当地区においても、皇居や周辺の拠点との連続性にも配慮しながら、計画地を中心としたスカイラインを形成、誘導していくということを考えています。例えば、大手町の周辺だったら、約200メートルですし、秋葉原駅周辺であれば170メートルみたいなところですね。

神田警察通りとの関係はというところなのですけれども、整備自体でいうと、この事業と神田警察通りの整備というところでは、関係というところはありませんが、今回、今回というか、去年つくったガイドラインにも記載、ご覧いただいたのかなというところなのですけれども、ガイドラインの上位計画というか、関連計画としては神田警察通り周辺のまちづくり方針、そういったものに関しては、関連計画として上位計画として挙げているところです。

神田警察通り周辺のまちづくり方針の中でも、神田らしさを継承する連携型まちづくりとして、こういう魅力を創出するような拠点の整備というところが挙げられておりますので、そちらともこの開発というのは合致していると認識しております。

以上です。

【会長】

よろしいですか。

ほかはいかがでしょう。

どうぞ。

【学識委員】

今の4ページの再開発事業区域の東側の周辺市街地にブルーで街路に色が塗ってあって、ウォークアブルなまちづくりを推進するための無電柱化や歩道の美装化、それからエリア全体として、リノベーション等による云々ということがあって、これは裏を返せば、東側の市街地では大きな再開発事業は想定していないということだと思うのですけれども、リノベーションとか街路の美装化の事業というのは、この再開発事業と併せて行われるものなのでしょうか。

それから、リノベーションを行うとなると、主体が必要で、まちづくり会社とか、そういうところが主導的に動かなければいけないと思うのですが、そのスキームとこの再開発事業の関係がもし今の段階で整理されていたら教えていただけないでしょうか。

【会長】

いかがでしょう。

【地域まちづくり課長】

こちらの東の街区の無電柱化、及び、そしてリノベーションに関しては、今回、特区の貢献内容として、この再開発の準備組合、事業者のほうで行うことを想定しているものです。

【学識委員】

< 確定稿 >

分かりました。ありがとうございました。

【会長】

ほかはいかがでしょうか。
どうぞ。

【学識委員】

すみません。ありがとうございます。

一つお伺いしたいのが、北地区は、低い建物が公共公益施設という形で検討されているようですが、具体的に公共公益施設は何を指されているのかということと、今、学識委員が道路の話をされていましたが、私も、これは合意形成ができて、このような形で計画がまとまるというのはとてもいいし、広場が結構なくて、このような公園の形で地域に展開するというのはいいと思うのですけれども、道路が結局、今まであったものがみんななくなることによって、区道495、こちらのほうへの影響といったのは、どのようにお考えなのか教えてください。

【会長】

いかがでしょう。

【地域まちづくり課長】

ありがとうございます

北地区の低層というか、40メートルぐらいの建物に関しては、こちらについても、区のほうで取得することを検討しております。といったところで、まだ具体的な用途に関しては、関連部署のほうでこれから庁内に意見公募をかけていったりだとかして決めていくことになりますので、まだ現時点では決まっておりません。

二つ目の部分、道路無電柱化などしていったりとか廃道をしていって、区道495号への負担が大きくなるというところなのですけれども、こちらに関しても、準備組合のほうで各種検討を行っておるところでして、交通状況に関しては、そこまで問題はないのかなというところと、あと、そもそもこの街区においてもウォークアブルなまちづくりを推進していくというところ、あまり車が入ってこないようなといいますか、なるべく車ではなく、人が中心の区域としていくというところも考えているところですので、そこに関しては問題ないかなと考えております。

【会長】

大丈夫ですか。
ほかはいかがでしょう。
どうぞ。

＜確定稿＞

【区議会委員】

すごい細かいことなのですけども、区は再開発とか、こういう開発のたびに、川の近くだと、必ず親水性とか水と緑の空間とか、そういう言葉を使いたがるのですけれども、正直、区内の川は雨が降ると異臭がするとか、そういうレベルの透明度の低さなわけですよ。なので、それを、殊さら、何ですかね、水辺の空間みたいなふうに強調するのはいかなものかなと思うのですね。

ある程度、それは大変なのは分かるのです。川というのは区だけではできないし、都も国も巻き込んでやらなければならないのは分かるのですけれども、こういうときばかり何か水辺の空間とか、そういうきれいな言葉を使うのはどうかなと思うのですけれども、それはどういうふうに考えていらっしゃるかな。

【会長】

いかがでしょう。

【地域まちづくり課長】

今回、水辺というところだと日本橋川になると思いますけれども、日本橋川については、今回は、国の都市再生緊急整備地域の整備方針であったり、千代田区の関連計画においても、水辺環境の改善であったり、回遊性向上が重要な課題として位置づけられている、そういったところになっています。

そのため、もちろん再開発の取組だけで水辺環境が全てよくなるというわけではないですし、根本的には、日本橋川のそもそも水質というのをよくしていかないと、それはたたずみにくいというところもあるのかもしれないですけども、何というのですかね、これは私の主観にもなるかもしれませんが、別にそこまできれいな水辺ではなくても、意外とたたずんでみたくなるということはあると思うのですよね。別にこれはあれですよ、日本橋川がどうという話ではなくて。

そこまで、何というのでしょうかね、水辺というのはそれだけで魅力がある空間なのに、今の状況だと、なかなかそこに対して行くということもないという状況だと思いますので、本再開発における取組で、川の汚濁の負荷低減であったりとか、そもそもこの補助第96号線沿いの緑道というところをしっかりと整備していくということというのは、親水性、そして地域の方にとって、こういう日本橋という地元地域の川を好きになっていくということに対しては非常にいい取組なのではないかというふうに考えています。

【区議会委員】

なるほど。

【会長】

どうぞ。

【区議会委員】

それは非常によく分かるのですけれども、それを殊さら開発のときに使うのはフェアではないのではないかなと思ったので、言ったのです。でも、区がこれからそういう水質を少しでも改善していこうという、そ

＜確定稿＞

うということなので、なるべく早くきれいな水辺を見たいなと思いますので、今後もよろしくお願いします。

【会長】

ありがとうございます。
どうぞ。

【区民委員】

ありがとうございます。

東京都のゼロエミッション地区創出プロジェクトの採択を受けたというのを区報とホームページで見まして、神田錦町南部地区がそれを認定されたと聞いたのですけれど、それとの関係はあるのかということと、関係がある場合、具体的にどういうことをやっていく予定なのかというのが、今時点で分かれば教えていただければと思います。

【会長】

いかがでしょう。

【ゼロカーボン推進技監】

今お話がありましたとおり、昨年末に東京都からゼロエミッション地区創出プロジェクトに神田錦町南部地区が選定されました。

この地区再開発事業、あるいはまちづくり計画の中で、環境負荷の低減というものが一つの目標、柱になっているということもありまして、東京都のこのプロジェクトは、2050年ゼロエミッションということに向けて、2030年までにある程度の道筋をつくっていかうと。それを面的に、先行的に実施する地区ということで、東京都の中で江戸川区とこのエリアと、2か所選定をされております。

このプロジェクトの中では、この地区を重点モデル地区として、再生可能エネルギー電気の導入ですとか、あるいは省エネ改修、それから中小企業の支援とか、経営支援とか、そういったものを実施していく予定になっております。

その中で、この再開発事業組合とも連携をしながら、そういったことを進めていって、まちづくり計画の中にある目標を実現するために、このプロジェクトも活用しながらやっていこうというような形になっております。

ただ、再開発事業自体は、まだもう少し先のタイムフレームになるので、直接この事業と関わりが深いかというと、そういったものが現時点ではまだあるわけではないですが、ただ、そういったビジョンというものは一にしながら連携して、このエリアの脱炭素化というのを進めていきたいと考えております。

以上です。

【区民委員】

ありがとうございます。

＜確定稿＞

【会長】

ほかはいかがでしょうか。

どうぞ。

【学識委員】

三つあるのですけれど、一つ目は、今回の都市再生特別地区の東側のエリアなのですが、今回、このD1、D2地区について、地区計画を変更して、このような形にしましたということなのですね。それに伴って東側の地域に対して、公共貢献として電柱の地中化なんかをやっていくと。

これは都市計画で行う公共貢献なので、東側の地区については、もう今後、再開発などをせずに、今のまの形をある程度長期に及んで固定していくという意気込みの中で、公共貢献を東側にしていくのだと理解すればいいのか。いやいや、そこまでは言っていないのか。何か分かりにくいというのが1点目です。

それから、2点目が、4ページか、4ページで大きく1、2、3とあって、3の（3）の地域の防災対応力強化に向けた取組という項目がどこにあるかなと思って、下の図を探しているのですけれど、まだ見つけられないなど。これから書くのですかね。多分、いろいろ防災機能については何か工夫の余地はまだまだあるような気がするので、ぜひ、今後の検討の中で考えていただければと思います。

それから、三つ目が、日本橋川を挟んで、大手町側、ちょうど向かい側に東京消防庁の新庁舎ができることになっていると思うのですね。これは、多分大丈夫だと思うのですけれど、東京消防庁の庁舎の上にはヘリポートが設置されているのですね。されるのです。

だけれども、建物の高さは多分そんなに高くないと思われるのですよね。ちゃんとヘリコプターが着陸できるということは一応確認した上での180メートルかなと思っているのですが、念のため、ご確認いただければと思いました。

以上です。

【会長】

3点、いかがでしょうか。

【地域まちづくり課長】

1点目の東側のエリアについてですけれども、こちらは、確かに都市再生特別地区に基づく提案として、貢献として無電柱化であったり、リノベーションを進めるエリアとなっておりますが、だからといって、開発をやることがもうないかという、すみません、区としては、そこは把握していないところです。

あくまで、こちらの提案が東京都さんのほうで提案されていて、そこを評価されているというところなので、そこまで決めているかというところは、区としては、すみません、申し訳ないのですが、承知はしていません。

防災対応力の強化に関しては、すみません、こちらの中で、例示というところはしてはいないのですけれども、大規模な広場にもございますし、そして、あとは再開発の南地区のほうの建物の中にも一時避難で対

＜確定稿＞

応できるような空間というのを整備すること、それが大体ですけれども、約2,000平米で、これが約1,200人ぐらいに相当するような空間を確保したり、地上広場、屋上広場を一時待機場所にするであったり、あとは災害支援機能、帰宅困難者支援機能というのはしっかりと整備していったりとか、あとは自立性の高い分散型のエネルギーシステムの導入というところも考えられているというところでございます。

すみません。ヘリポートの部分に関しては、すみません、うちのほうで180メートルの高さとヘリの関係というところまでは把握していないところです。

【まちづくり担当部長】

よろしいでしょうか。

【会長】

どうぞ。

【まちづくり担当部長】

ただいまの消防庁のヘリポートの関係ですけれども、既に設計者のほうで具体的に協議していると聞いてございますので、しかるべくヘリポートの侵入経路も検討済みと聞いております。

【会長】

よろしいでしょうか。

※全委員了承

【会長】

よろしいでしょうか。もう一件報告事項がございますので、一旦、ここでこの案件については終了とさせていただきますと思います。

それでは、2件目の報告に移ります。

二番町のまちづくりについて、説明をお願いします。

【麴町地域まちづくり担当課長】

報告案件の二番町地区のまちづくりについてでございます。

先月、第4回番町次世代シンポジウムを実施いたしましたので、ご報告させていただきます。

少し、すみません、時間がぎりぎりなのですけれども、説明が長くなりますが、ご容赦いただければと思います。

先月の6月7日の日曜日、午後3時から開始いたしまして、約3時間行ったものでございます。

出席者でございますが、これまでのシンポジウムの中では一番最大となっております、118名の参加がございました。

＜確定稿＞

こちらのシンポジウムですが、ファシリテーターに今日も来ていただいております加藤先生にお願いしてございます。また、ファシリテーターの補佐といたしまして、東京大学大学院生の内藤様にお願いしてございます。また、コメンテーターとして、専門家、東京大学の村山先生にお願いしたものでございます。

当日のプログラムでございますが、まず、シンポジウムの開催趣旨というところで事務局から行いました。その後、これまで、今までどういったことをやってきたかということを丁寧に説明させていただき、こちらでも事務局で行いました。

その後、基本計画の説明及び要望事項への回答ということで、こちらが日テレ様から行っていただいたものでございます。その後、質疑応答という形で、皆様からの質疑において、こちらは付箋に書いていただいたものを事務局もしくは日テレもしくはファシリテーター、コメンテーターのほうで取りまとめていただいて、ご回答いただいたものでございます。その後、総評とまとめが行われました。

続きまして、こちら、資料３－２に移って、二番町の基本計画が、当日、日本テレビより出ましたので、この場を借りて、区からではございますが、説明させていただきます。

資料３－２でございます。

今回、日テレ様から出てきたグランドコンセプトとしましては、「BE NEIGHBORHOOD 住宅と企業がともに歩み、お互いに良き近隣となる開発を目指します」というグランドコンセプトの計画がつけられてございます。

まず、大きい計画で３本柱ございまして、一つ目が安全で快適な生活動線の整備というところで、四つの柱がございまして。

麴町駅改札口から６番出口地上へのバリアフリールートを整備すると。２番目として、安全で快適な歩行空間を敷地内外に整備し、また、地域の居場所となる共用空間を設けると。続いての柱として、麴町駅地上出入口に近接して、地域交通広場を整備すると。４本目の柱として、番町中央通りの一部双方向化により、住宅地側への車両の流入を防ぐというものでございます。

また、大きい柱の地域交流広場について、４点ございまして、１点目が２,５００平米の緑豊かな広場を整備と。次のところで、広場・施設低層部については、有事には一時的な避難場所、平時は防災訓練の実施にも利用するというところでございます。あと、広場と一体利用できるエリアマネジメント拠点施設を設けると。また、女子学院様に配慮して、緩衝空間となる緑地帯を拡充整備するというものでございます。

また、大きい柱の３本目として、生活利便施設についてというところで、番町にふさわしい飲食店などを誘致し、日常使いの憩いの場を設けるというものでございます。最後、店舗については、生鮮三品を取り扱うスーパーマーケットを誘致し、地域の生活利便性を高めるというものでございました。

１枚おめくりいただきまして、計画概要でございます。

敷地の面積でございますが、約１万２,５００平米、建物高さでございますが、約７６メートル、建築面積でございますが、約６,８００平米で、計画容積率が約６８８％ということでございます。

スケジュールにつきましては、既存地下残置物の撤去工事というのが来月８月中旬から行われまして、本体工事の予定でございますが、来年９月中旬を予定しているということでございます。また、竣工につきましては、２０３１年の３月中旬を予定しているというものでございました。

また１枚おめくりいただきまして、平面図でございます。

＜確定稿＞

地下2階のほうと地下1階が先ほど言った生鮮三品を扱うスーパー等になっておりまして、1階というのが商業施設が入って、また先ほど申し上げた広場空間2,500平米のものがあるというものでございます。

また1枚おめくりいただきまして、4ページでございます。

建物高さというところで、当初の都市計画案では17階建てのものから、右側、計画案を決定して15階建てのものが提案されたものでございます。こちらは、塔屋込みで76メートルということでもございました。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、今回の基本計画と同時に、環境影響評価もされてございます。

まず、風環境の改善ということで、今回、建物高さが2階層分減っておりますので、もともとのものよりランク1が85か所に増えていると。ランク2というのが4か所に減ったというものでございました。

またおめくりいただきまして、6ページ目でございます。

環境影響の日影環境でございます。こちら高さが低減してございますので、日影環境についても範囲としては小さくなっているというものでございます。

続きまして、おめくりいただきまして、7ページ、環境影響の開発後の自動車交通への影響改善でございます。こちらについても、今までのものよりはというところで、また容積率等が下がっておりますので、環境等はまた基準内といえますか、大幅に下がっているということでもございました。

最後、おめくりいただきまして、8ページ目でございます。

現在使っている番町の庭の、今、拡張工事をしているとのことでもございます。パン屋さん、No.4のところの後ろに約2,000平米の広場を整備しているということでもございました。

それに伴いまして、今現在の番町の森というところは既存地下の残置物がございましたので、来月中旬頃から閉鎖しまして、こちらの残置物の撤去の工事に入るということで説明がございました。

また、公開空地として、こちらは一旦閉鎖するとのことでもございまして、最後、スタジオ棟の駐車場につきましても、隔地のところに、今の駐車場のところは一旦撤去工事に伴って中止になりまして、こちらの④のところに移転するという説明がございました。

一旦、計画については以上でございます。

続きまして、資料3-3に移ります。

千代田区のほうで12月17日に今までの与件といたしまして区がまとめたものを、日本テレビ様のほうに要望書という形で提出いたしました。それに回答する形で、シンポジウムの中で回答が日本テレビ様より示されてございます。

一応、こちら、回答というところで、日本テレビからは令和7年12月17日付の千代田区長からの要望書「日本テレビ二番町計画における基本計画の検討について」を拝受しました。皆様から寄せられたこれらのご意見やご懸念に真摯に向き合い、住環境へ配慮するとともに、地域コミュニティの活性化に貢献できるように基本計画をまとめました。

日本テレビは長年拠点を置いてきた番町の歴史と環境に、深い愛着と感謝の念を抱いています。その思いを込めて「BE NEIGHBORHOOD」を開発のコンセプトとしました。詳細については別紙のとおりということで、別紙をご覧ください。

昨年12月に要望事項として出したものが9項目でございます。

まず一つ目、計画建物については、高さや容積率を可能な限り抑えるとともに、屋外空間も含め風等環境

＜確定稿＞

影響への配慮や周辺の景観と調和するようなデザインを検討してくださいという要望に対しまして、日本テレビ様からは、建物高さを可能な限り抑えるため、建物形状を工夫し、2層下げる計画としていますと。

また、建物高さの低減、通り沿いの植栽計画に加え、日テレ通り側における基壇状の低層部を高層部より張り出す建物形状とすることにより、歩行者レベルの風環境を改善する計画としますと。

また、低層部は長大壁面とならないよう周辺環境を踏まえたボリュームに分節し、広場とつながる複数のアプローチを設置し、広場とともにまちの景観に呼応するデザインとしますという回答でございました。

続きまして、二つ目の要望事項が、建物の機能導入に当たっては、周辺環境との調和に配慮するとともに、建物低層部については、地域コミュニティの活性化につながる機能や地域住民の生活利便性を向上させる機能の導入を検討してくださいという要望に対しまして、日本テレビ様からは、・地域コミュニティ活性化につながる機能を有するエリアマネジメント拠点施設を計画します。

また、地域のニーズを踏まえたテナントを誘導し、スーパーや飲食店舗など、地域住民の利便性を向上させる機能を導入しますという回答を頂いてございます。

三つ目の要望といたしまして、広場や通路においては、自然環境に配慮した緑豊かな空間の確保をお願いしますというものに対しまして、日本テレビ様から、交流広場、緑地広場や日テレ通り側の歩道状空地は、自然環境に配慮し在来種を踏まえた樹種を取り入れ、四季を感じる緑豊かな空間を確保するという回答を頂いてございます。

続きまして、四つ目の要望としまして、日本テレビ通りの違法駐輪やごみ投棄が悪化しないよう、駐輪場計画や環境美化計画及び自転車を放置しにくい空間デザイン・配置等の配慮を検討してくださいというものに対しまして、日本テレビ様からは、駐輪場は道路からアクセスしやすい1階に集約配置するとともに、警備・監視カメラ等にて自転車を放置しにくい運用を検討しますと。

また、ごみ置場は不特定多数が立ち入らず周辺から認識しづらい地下階に集約配置し、環境美化計画に配慮した計画としますと。

また、警備員が巡回警備を行い、違法駐輪、ごみ投棄が悪化しない運用を行いますという回答を頂いてございます。

続きまして、駅前プラザについては、バリアフリー化を図るとともに、駅利用者のピークの混雑緩和対策も含め始発から終電まで麹町駅を利用する誰もが安全かつ快適に利用できる形態をお願いしますと。また、地域交通広場との一体的な利用により、円滑な乗換え空間の確保をお願いします。

あわせて、周辺道路の歩行者の安全性・快適性のため、車両の交通負荷に配慮を検討してくださいというものに対しまして、日本テレビ様からは、麹町駅から駅前プラザまでをバリアフリー化するために、エレベーター及びエスカレーターを設置する計画とするとともに階段も設置し、複数動線を確保することにより混雑を緩和し安全に利用できる動線計画としますと。

また、地域交通広場から駅前プラザへの動線は分かりやすいサインやしつらえにより円滑な乗換え空間としますと。

また、周辺道路の歩行者の安全性・快適性に資する駐車場と必要な滞留スペースを確保し、周辺道路に対する交通負荷に配慮した計画としますという回答でございます。

続きまして、交流広場・緑地広場については、多数の方が利用することに伴う住環境の悪化等に対する地

＜確定稿＞

域の不安に配慮しつつ、地域から要望のあった子どもの遊び場や災害時の活用などを想定した空間設計をお願いしますという要望に対しまして、交流広場・緑地広場など多数の方の利用が想定される部分については、植栽配置・外構計画のしつらえを工夫するとともに、ごみや騒音等の管理を行い、住環境に配慮した計画としますと。

また、各広場に対し、子どもの遊び場を設けるとともに災害時の活用などを想定したしつらえとしますという回答を頂いてございます。

次の要望といたしまして、エリアマネジメント拠点施設の計画に当たっては、交流広場等と一体的に利用できる運用を考慮した配置計画や、災害時の地域の利用に配慮した施設内容を検討してくださいというものに対しまして、エリアマネジメント拠点施設は、一体的に活用可能な交流広場に面した配置計画とすると。

また、災害時に地域の皆様が活用可能な防災備蓄倉庫を、エリアマネジメント拠点施設内に設置するという回答を頂いてございます。

八つ目の要望として、交流広場・緑地広場及びエリアマネジメント拠点施設については、周辺環境との調和を図りながらコミュニティの活性化やまちの魅力向上を目的に、地域が主体となったエリアマネジメント組織による運用を地域とともに検討してくださいという要望に対しまして、交流広場・緑地広場及びエリアマネジメント拠点施設については、周辺環境と調和した地域価値向上を目指し、地域が主体となったエリアマネジメント組織が活用できる空間・設えを提供しますという回答を頂いてございます。

最後の要望としまして、計画が具体化される段階で、以下について、地域の方々の懸念を払拭するよう丁寧な説明をお願いします。また、竣工後に設計時点では想定されなかった環境への影響が生じた場合は、適切な対策を講じてください。

上記要望に対する検討結果や対応内容、交通、日当たり、風環境等の環境影響評価、事業スケジュール、災害時の帰宅困難者対策と広場等の地域防災の考え方という要望に対しまして、交通については、車両・歩行者の混雑が発生しないよう、管理者である警察と協議を行い、協議結果を計画に反映しますと。

日当たりについては、建物高さを減じることにより改善する計画としています。

風環境については、建物高さの低減や敷地内の植栽計画により改善する計画としていますと。また、竣工後は風環境に寄与する植栽を適切に管理いたしますと。

また、事業スケジュールは2027年9月中旬の新築工事着工を予定しており、新築建物及び麴町駅接続口の完成後の開業時期は2031年3月中旬を予定しておりますと。

なお、現状の番町の森及び時間貸し駐車場部分については地下に旧建物の構築物が存在していることから、2026年8月中旬より当該構築物の解体工事に先行的に着手する予定ですと。

また、帰宅困難者対策として1階から3階までのホールを一時滞在施設と位置づけ、防災備蓄倉庫、トイレなどを提供します。また、交流広場は地域のための防災拠点として、近隣住民の方々に開放しますという回答を頂いたものでございます。

また資料3-1に戻っていただきまして、日本テレビ様よりこれらの説明がございました。その後、質疑応答という形で、2ページ目の質疑応答に移らせていただきました。

また、質疑応答は、最初に申し上げましたが、質問、感想等を付箋に記入していただきまして、「建物の形・用途」、「広場」、「駅前プラザ及び地域交通広場」、「エリアマネジメント」、「日影・交通等の環境影響」、「そ

＜確定稿＞

の他」という6個のカテゴリ分類をして質疑を貼っていただいて、それに対して、日本テレビだったり、千代田区、またはコメンテーターさんのほうで整理していただいて、回答したというものでございます。

長くなりますので、質問、感想等は一旦割愛させていただきます。

おめくりいただきまして、5ページでございます。

この質疑応答が約1時間20分超ございまして、その後、総評という形で、コメンテーターより以下の評価というのがされました。

大事なところを少し申し上げます。「BE NEIGHBORHOOD」というグランドコンセプトには驚いた。通常、「NEIGHBORHOOD」という言葉は住宅地で使われる言葉である。

今回、商業系の再開発において、「NEIGHBORHOOD」という言葉をあえて使ったのは、住宅と企業が共に歩み、お互いによき近隣となる開発というコンセプトの表れであり、企業の姿勢としてすばらしいと思うという評価でございました。この後、最後、評価された後、皆様から拍手があったというのは申し添えておきます。

また、その後、最後、6番、まとめとしまして、ファシリテーターよりまとめがございました。

大事なところでございますので、まとめは読ませていただきます。本日の基本計画の説明前には、どのようなことができるのかという不安や懸念があったものの、説明を受け、これまで指摘されてきた課題に対して一定の対応がなされていることが確認できたと思う。実効性については、今後見極める必要があるが、説明を受けたことで安心感が得られ、完成後の具体的な姿への期待も高まったものとする。

次に、エリアマネジメントも含め、竣工までに地域として議論すべき課題が依然として多く残されていることが明らかになった。これは事業者や区だけで議論するものではなく、地域住民を含めた関係者全体で地域の未来のために議論していただきたいと思います。

大きく振り返ると、本件は10年近くにわたる長い議論の積み重ねであった。私が都市計画審議会委員となった当時から既に多くの対立や課題を抱えており、事業者、区、その他の関係者にも反省すべき点は多々あると思われる。

しかし、そのような対立があったからこそ、地域の人々がまちづくりに高い関心を持ち、真剣な意見交換を行う機会が生まれたものとも言える。結果として、多くの人が地域の将来を考えるようになり、それは今後のまちづくりにおける大きな財産となるものである。

また、未来に対する不安を放置すると、不安はさらに増幅され、望ましい状態にはならない。未来への不安をいかに解消していくかが大事だと、今回の件を通してよく分かった。今後のまちづくりにおいては、区も地域に寄り添いながら対話につなげていってほしいと思う。

私は都市計画審議会の委員であるが、都市計画やまちづくりに関して、どんな気持ちが必要か常々考えている。麴町小学校の校歌にある「信じる心、広い心、受け継ぐバトンを未来へ送ろう」という言葉は、その答えの一つと言えと思った。ということで締めくくられました。

また、会の最後には、ここでも拍手が起きました。というのは、今までにもないことで、日本テレビによる今回の基本計画自体は一定程度受け入れたものと認識した次第でございます。

報告は以上でございます。

＜確定稿＞

【会長】

ありがとうございました。

それでは、何かご質問があったら伺おうと思うのですが、その前に参加されたお二人から何か補足すべきことがあれば。特になければ結構ですけど、いかがでしょう。

【学識委員】

では、2点だけいいでしょうか。

今、ご丁寧にご説明いただきまして、ありがとうございます。

1から6のテーマごとに質問をまとめて、ファシリテーター及びコメンテーターが日本テレビさんと、それから、テーマによっては千代田区さんとやり取りをして、そのときにかなりの確にお答えいただいたので、結果的にすごく建設的な対話になったと思います。それから、最後の総評のところですが、今、原川さん、イントロのところだけご紹介いただいたのですが、大事なのは最後の2行のところでした……

【麹町地域まちづくり担当課長】

すみません。

【学識委員】

住民の皆さんに対しても、ネイバーズとして、どのような発言、行動をするのかということが問われていますし、これから一ネイバーとして何ができるのかをこの機会に考えてほしいということを強くメッセージとして伝えたつもりでございます。

以上です。

【麹町地域まちづくり担当課長】

いつもありがとうございます。

【会長】

ありがとうございます。

【学識委員】

いいまとめでしたね。

以上です。

【会長】

ありがとうございました。

それでは、ご質問、ご意見があれば。

どうぞ。

＜確定稿＞

【区議会委員】

まず、質疑応答のところは、ポストイットみたいなものを壁のところに貼って、それを、何ですかね、ファシリテーターの補助の方が選んで、それを区なりなんなりに答えさせた。

でも、実際は、その答えではもっと詳しいことが聞けなくて、そこをもう一步入りたいという再質問みたいなのはできなかったわけですね。つまり、紙に書いたものを答えた。でも、それがちゃんと答えになっているかどうかというのもよく分かっていないのですけれども。

あと、ここに出ている資料で、塔屋抜きの高さをまず教えてください。

【麹町地域まちづくり担当課長】

まず、先ほど、ポストイットについては、いろいろなご質問があった中で、ファシリテーター、コメントーターの先生方にうまくまとめていただいて、皆様の心配事だったりの解消につながったものと考えてございます。

続きまして、こちらの塔屋込みの高さは今76メートル、塔屋抜きの高さというご質問かとございます。私どものほうも、今回、日本テレビ様には確認はしておるのですけれども、まだ基本計画でございまして、精緻なものは出ていないので、精緻な高さ、塔屋抜きの高さというのはまだ確定していないので、お示しできないということは伺ってございます。

ただ、予想としてもし言えるのであれば、前回のところが、これはただただ予想ではありますが、高さが塔屋抜きで80メートルで、塔屋込みで86ということであれば、塔屋が仮に6メートルだとすればでございしますが、今の塔屋込みが76メートルになるので、塔屋抜きだと70メートルぐらいかなという予想でございします。

すみません。予想で申し訳ないのですけれども、以上が私の回答でございます。

【会長】

はい。

【区議会委員】

それで、総評が最後あって、皆さん、今までないような拍手があったというのですけれども、私も拍手しましたけれど、別に受け入れたわけではないです。

ただ、拍手した方がいたので、つられて拍手したというのと、説明が終わったので拍手しただけであって、それは確認を取られたのですか。皆さんの理解を得られました、これでみんな賛成なのですねというのを確認を取られたのですか。

【麹町地域まちづくり担当課長】

確認という意味では取っていませんが、私、先ほど言ったのは、全体の雰囲気だったり、最後まで総評というところで、おおむね受容的であったものかなと区として認識したというところでございます。

<確定稿>

【区議会委員】

例えば、地下通路の拡幅が中止になって、その分、容積率が少なくなりましたよね。それについての説明とかはされないのですかね。これは地元では結構衝撃的に受け止められているというのをご存じですか。

【麴町地域まちづくり担当課長】

すみません。今、この説明の場では申し上げておりませんが、当日、区議会委員もいらっしやったと思いますが、地下鉄拡幅工事をしないよというのは日テレ様のほうから説明があったかと思います。

こちらについては、地区計画のただし書にしない場合という、要するに、これは私も当日の補足で伝えたかと思うのですが、もともとこちらの地区計画をつくるときに、自分のところの土地ではなくて、メトロさんの中の工事であるので、できない場合ということも十二分に考えられるというところで、ただし書で、もしできない場合というのは12%減じなさいよというような地区計画となっておりますので、それに準じたものと認識してございます。

【会長】

どうぞ。

【区議会委員】

そうです、その説明です。当日は言ったけれども、ここでは言っていないではないですか。だから、そういうのもフェアではないのではないのかなと思ったので、言ったのです。

さらに、今までも前の部長が、計画ができる前までは、基本計画が出るまでは答えられないからといって、シンポジウム、次をやってくれと言ってもずっと断っていたわけですよ。ずっと基本計画が出ないと分かりません、分かりませんと言っていた。やっと出た。

そうしたら、今度は、4回目のシンポジウムで、何ですかね、質疑応答も質疑のやり取りという、そこまではできなかった。ただポストイットを貼って、それを読んで一方的に答えたで終わりだったわけですよ。これで終わりなのかというのが、区民の方から結構メールとかがいろいろ来ているのですよ。

4回といっても、そのうちの1回目は日本テレビに関することは言わないという話で、実際には、そのときには日本テレビの話はしなかったわけですから、そういうのも考えて、これで終わりなのという話があるのですよね。

例えば、参加者が定員オーバーしてしまったみたいな話もあって、それで、どういうふうにその人たちを選んだのかとか、そういうような質問も来ています。

結局は、前向きに話し合える場というのを実質的にも話し合いが持てる形で継続してほしいという声が圧倒的だったわけですが、区は早期周知条例でやるからもういいのだと打ち切ってしまうのですけれども、でも、今まで学識経験者の方もやっとこれでスタートラインに立ちましたね、これから始まりですねと言っていたのに、それで終わりというのはどうかなと思うのですけれど、そこは、区はどう考えているのでしょうか。

＜確定稿＞

【会長】

これからの進め方でしょうかね。

【麹町地域まちづくり担当課長】

まず、数点ご質問いただいたこと、もし答弁漏れがあったらご指摘いただければと思います。

まず、すみません、前回の第4回シンポジウム、118名参加なのですけれども、定員というのは設けてごさいませんで、ファシリテーターの先生ともご相談しながら、受け入れられるものはもう全員受けようということで、実は番町地域全体に全戸配布させていただいて、丁寧に周知したかと思っています。

そこで、お申込みがあった方全員、要するに、今回、もともとのテーマとしては番町地域でございまして、番町地域、要するに区外からとかも申込みが何件かございましたが、そういったかなり地域が離れたものにつきましてはお断りさせていただき、もともとこちらは番町地域と限定しておりましたので、そこについてはお断りさせていただいた方は数名いらっしゃるということは間違いございません。

続きまして、今まで基本計画が出ないと判断できないと言っていたものは、私もずっと過去資料は読ませていただいたのですけれども、そうではなくて、皆様がよくおっしゃられた風環境とか、ビル風であったりとか、交通の環境影響というのについては、計画が出ないと、要するに、高さとか建物の大きさが分からないと、そういった環境影響については説明できないので、基本計画が出てからになりますよというのをこれまで区のほうで説明していたものということでございましたので。

今回、基本計画が出まして、それと同時に、私は丁寧に説明したつもりではあったのですけれども、環境影響調査、ビル風であったり、交通環境、あと日照というところで、日影ですね、この基本計画とともに説明がなされました。

また先ほどの話でありましたが、今後、まだいろいろと建築の計画自体には住民からのご意見だったり、丁寧に伺いたいというご趣旨かと思っていますので、それについては、千代田区は、先ほど申し上げたとおり、早期周知条例というものがございます。

こちらは説明しますと、区内における大規模建築物であったり、学校等の施設に近接する建築物の建築に関し、建築計画の早期公表、その他必要な事項を定めることにより、良好な生活環境の維持向上と建築行為の円滑な推進を図ることを目的として制定されたというものでございます。

もともと東京都には、一定規模以上の建築物について計画の公表や近隣関係者への説明を義務づける東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例というのがあります。

こちらは、千代田区の条例では、東京都条例に基づく手続よりもさらに60日前までに周知を行いなさいよというかなり強いもの、これが早期周知条例でございますので、このことにより、建築主と地域住民との間で建築計画に関する情報共有や意見交換を早い段階から行うことが可能でございますので、必要に応じて、計画内容の見直しや調整を図る時間を、こちらは十分に確保できる仕組みとなっております。

このように、本条例がありますので、引き続きそういった場を使って、地域との会話というのはやっていただけるものと区としては考えてございます。

以上でございます。

＜確定稿＞

【会長】

どうぞ。

【区議会委員】

その早期周知条例も何度もやるわけではないではないですか。一度やって、「はい、時間が来ましたから終わりです」、早期周知条例はやりましたから、このまま進めますとやるのがもういつものパターンではないですか。そうではなくて、もっと丁寧にするべきなのではないですかと言っているのです。

ある方から来たメールは、この方は別に賛成とも反対ともどちらでもないと言っている方なのですが、住民にとってこんな宙ぶらりんな状態よりも、むしろ早く決着をつけて前に進みたい。

それを妨げるのは民主的で公正妥当な手順をあえて踏まず、体裁と形式のみ整えて済ませるような行政と議会の不作為ではないかと、我々も怒られているわけですが、今こそ身を正して、住民のためにすべきことをしてくれと、そういうような厳しいご意見だったのです。

もうそれで、先ほども言いましたが、学識経験者の方も今からスタートラインだとおっしゃっているのだから、今からでもそういうシンポジウムをちゃんと継続的にやるべきなのではないですかという話です。早期周知条例も、それはいいでしょう。でも、それで1回で終わりで、それをアリバイづくりのように、やりましたから終わりですと、どんどん先に進まれるのはいかがなものかなと思うのです。

【麹町地域まちづくり担当課長】

先ほどの繰り返しとなりますが、そちらの早期周知というのが、もとより地域との対話をしていただくために区としてかなり強権的なものをつくっているものでございますので、そちらというのが今後の話合いの場で十分機能するものと考えてございます。

また、これからがスタートだということでございますが、これからスタートだということは言っていないと思いますが、今まで与件整理として、かなり約2年間という長きにわたり、地域の方たちと、シンポジウムの回数としては4回ではございますが、今までやってきた内容でいいですと、2年前に第1回シンポジウム——2年というのは言い過ぎました。1年半前ですね、シンポジウムというのをまず開催してございます。ここで、番町の前向きな未来への思いというのを共有して、どういったのがいいかなという前向きな会を開いたというものでございます。

その後、近隣の教育機関へのヒアリングというのも実施してございます。また、地域住民等からの心配事や意見というのを公募してございます。また、その後、第2回の番町次世代シンポジウムというのを実施しまして、公募したご意見であったり、ヒアリングした内容とか、また、当日の心配事やご意見もコメンテーターからの見解を交えて、心配事の解消を図ったと。

ただ、解消に至らないもの、要するに、計画にこれは日本テレビ様のほうに申し上げたほうがいいものが数点あるというところで、9項目の要望事項という形で区が取りまとめをしまして、12月に日本テレビ様に基本計画を検討するに当たって考慮していただきたい事項として要望書を提出したということでございます。

＜確定稿＞

その後、第3回のまたシンポジウム等も開いております。これは、第2回のシンポジウムの中で、分からなかった点とか、エリマネとか、そういったところは意識の共有がずれているねというのがありましたので、丁寧に、今年の1月ですかね、第3回番町次世代シンポジウムを実施してございます。

また、区としましては、その間、基本計画、今回6月7日に出てございますが、その間に区と日本テレビとの間で要望事項への対応状況の確認をずっとしておりましたので、この辺が与件整理という形でさせていただいて、第4回番町次世代シンポジウムにて地域の方たちに広く知っていただいたという内容でございます。区としても丁寧に2年かけてやってきたものと考えてございます。

【会長】

よろしいですか。

【区議会委員】

すみません、スタートラインと言っていないと、区は言っていないのですよ、ここからスタートラインというのは。ただ、学識経験者の方がようやく話合いの始まりだなというような、そういうようなことをおっしゃった。なのに、4回目で「はい、やりました。終わりです」というのはどうなのかなというのですよ。

地域が二分という話も、与件整理も、心配事の解消も、そんなちょっとやって全てが解決できるものなのかという話です。それだったら、こんな何年も皆さんいろいろ言いませんよね。それをできましたと言ってしまうのはどうかなと思うのですよ。

さっきの早期周知条例も1回やって終わりですとなるわけではないですか。しかも、時間が来たので、「はい、終わります」となるわけですよ。そんなので解消できるのかなという話なのです。だから、もっと丁寧にやってくださいという話です。

【会長】

ご要望として伺っておいてよろしいですかね。

どうぞ。

【区議会委員】

今回のシンポジウムが終了したのは理解します。しかし、先ほど、繰り返してはいけないのですけれど、区につくった検討スケジュールには、基本計画というのは6か月、単に時間が過ぎればよいという話ではないのです、この6か月というのは。

そこで、6か月で終了するもので、住民との意見交換をどうするか。シンポジウムという形は終わりましたよ。そうではないのだけれど、十分行う期間が6か月、そういうふうに区も検討スケジュールの中で出しているのです。

なおかつ、先ほど早期周知条例が出てきましたけれど、これは普通のラインに乗ったときの話で、与件整理をやりながら基本計画が6か月あるということは、今後、基本計画は先ほどから言っているように、基本計画づくりはむしろここから始まる。せつかく出してきた。これを見て、ここから始まるのです。

＜確定稿＞

これは全部決定で、これをやらせてください、これがそのまま基本設計に行くものではないのです。その認識がないと、意見が擦れ違いますので、区が、そもそも都計審に報告をもらっているのも、これは本来は都計審で報告する必要がないのですけれども、そもそも都計審で附帯決議をつけて、住民との地域との融和に向けて真摯な努力をしていくということがあるので、報告も頂いているわけです。

ですから、ここのところが、基本計画がそのまま行くのではなくて、どういう形で住民と意見交換を十分行うところに区が場をつくって、総合調整者となって、日テレさんの間に立って話をしていくということだと私は理解しているので、それを経て、早期周知条例に行くのです。

そこをすっ飛ばして、6か月たったら終わって、早期周知条例に行ってしまうのではないので、その辺の整理をもう一度ちゃんとしないと、僕は委員会でも何回も申し上げているのですけれども、委員会で申し上げたことはすっ飛ばされて、ここに来ているので、もう一度確認のために質問いたしております。

【会長】

先ほどのようなご意見と同じで、これからも丁寧な合意形成をしていただきたいというご要望でよろしいですか。

【区議会委員】

要望プラス場をつくる総合調整者として場をつくれということの要望……

【会長】

では、区のほうから。

【麹町地域まちづくり担当課長】

今、区議会委員おっしゃったとおり、区に課せられているものは、附帯決議で出ました、まず、地域の融和を図ることというのを区として求められたものというのは、こちらとしてもちゃんと認識してございますので、地域の融和を図ることに全力を尽くしてまいりたいというのは申し上げたとおりで、今までのシンポジウムと今までやった与件整理の中で、皆さんの意見というのは大分収まって、融和に向けていったのかなというふうに考えてございます。

また、先ほどの与件整理ということでございますが、ごめんなさい、私どもの説明が漏れていたかもしれないのですけれども、与件整理自体は、6か月というか、もう地区計画を変更してから最初の第1回シンポジウムから様々やってきたものと考えてございます。

まず、第1回番町次世代シンポジウムを実施してございます。その後、近隣教育機関へのヒアリング、そして、地域住民からの心配事や意見の公募、そして、第2回シンポジウムを実施していると。

そこで、皆様からの心配事を取りまとめて、今年の12月に基本計画に入れていただけないといけないものというのは、検討していただくものとして9項目を区としてまとめて、日本テレビ様のほうに基本計画をつくるための皆様からの心配事、ある種の与件ですね。こちらについてご検討くださいという形で、昨年12月に投げてございます。

ただ、こちらも前の委員会でも投げただけでいいのかということでございましたので、投げただけではご

<確定稿>

ございませんで、その後、日本テレビ様と区との間で要望事項の対応状況、ちゃんとできているかというのは、絶対やらなければいけないのは基本計画で決まっている中身までですが、皆様からの心配事、ある種、地域からの要望でございますので、真摯に受け止められているかというのは、私も4月からですが、何度も会話を続けながら、要望事項、先ほど要望事項を私は丁寧に説明したつもりでございます。

日本テレビ様からの回答も、今回の要望事項九つに関して、かなり丁寧に、また、真摯に回答されたものと私としては認識してございますので、ご理解いただければと思います。

すみません。長くなりまして、大変失礼いたしました。

【区議会委員】

一つよろしいですか。

【会長】

どうぞ。

【区議会委員】

基本計画を今日、都市計画審議会で報告いただきました。これは、そうすると、今、意見が合わないのだけれど、それはまたここで言ってもあれなので、その後は、今度、基本設計になり実施設計になりという節目節目があります。

それも、都市計画審議会、都市計画事業、これは附帯決議をつけているので、丁寧に節目節目で報告をしていただきたいというのは、座長にもお願いしたいと。

【会長】

はい。ご要望ですね。

ほかにはいかがでしょうか。

【学識委員】

今の議論を聞いていて、そういう意見もあり得るのかなと思いながら聞いていました。

まず、附帯決議で融和を図るということについては、これまでというか、数年前までこういう会を開くと、怒号が飛んでいたところが拍手になっていますので、少なくとも以前と比べれば、融和は図られつつあると、これは間違いなく言えることだと思います。

次のステージへ向けて議論していきましよう、スタートするというキーワードは、これはコメンテーターの先生も、私も含めて、もしかすると言ったかもしれないのだけれど、それはこの基本計画そのものの是非を議論していくという話ではなくて、不安感が解消された、これまでの4回のプロセスを通して不安感は構造的に整理されて、最後残ったものを、前回、日テレの基本計画をベースに説明を受けて、それなりに不安感は解消していたという会だったわけですね。

なので、次に向けてスタートするという話は、ある程度不安感が解消された基本計画を前提に、エリマネ

＜確定稿＞

も含めて、今後、エリアをどうしていくのかというのを、地域住民を含めて、関係者を含めて、みんなで前向きに議論していきましょと、そういう話をしていたはずなのですね。それをもう一度思い返していただきたいと思います。

全体を振り返ると、やはり附帯決議をこの審議会につけたわけですので、ある意味、責任を取って、非常に丁寧に時間をかけてやってきたのかなと思っています。

途中、質疑が十分ではないという話もありましたけれど、通常の行政側の説明は、説明会なんかだと、もう時間が来ましたので、これで打ち切りますという形を取るのが一般的なはずなのだけれど、今回に限っては質問がなくなるまで延長に延長を繰り返してやったのですよね。

それを見ていましたよね。見ていましたよね、２回目、３回目を含めて。そういうことをやってきたことに対して、これはアリバイづくりだというのは甚だ僕は失礼だと思います。

以上です。

【会長】

当日いらした先生、何かありますか。いいですか。

ほかに、ほかの方のご意見があればお受けしますが、よろしいでしょうか。

※全委員了承

【会長】

予定をしておりまして１２時を回っておりますので、今回については、二番町まちづくりについての報告を受けたということにしたいと思います。

それでは、その他、事務局から何か連絡事項があればお伝えください。

【景観・都市計画課長】

事務局から、次回の都市計画審議会でございますけれど、審議予定案件のスケジュールの都合によりまして、通常、例年１０月に開いておりますけれど、今年は１１月１３日金曜日、午前１０時より区役所で開催いたします。ご予約のほど、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

【会長】

長時間にわたりまして、ご審議賜りまして、ありがとうございました。

これをもちまして、都市計画審議会は閉会といたします。ありがとうございました。

《発言記録作成：環境まちづくり部景観・都市計画課》